

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください。

1 アカウントでんき（契約種別：フレックスプラン） 重要事項説明書

GMO One Account 株式会社

2026年7月1日制定

お客さまは、電気事業法第2条の13に基づき記載するこの電気供給に係る重要な事項を説明する書面（以下「**本重要事項説明書**」といいます。）を必ずお読みいただき、この内容にご承諾のうえお申し込みください。なお、本重要事項説明書で使用する用語は、本重要事項説明書で明示的に定義された言葉を除き、弊社の電気供給約款【低圧】（以下「**低圧約款**」といいます。）に従います。

第1 電気供給契約のお申し込みと供給開始日について

1. お客さまが電気供給契約を締結するためには、弊社が「GMO One Account 利用規約」に基づいて提供する「ワンアカウント（1アカウント）」を作成及び保有しなければなりません。
2. お客さまが新たに電気供給契約を希望される場合は、あらかじめ低圧約款、ご契約を希望される契約種別に係る料金定義書及び託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を承認のうえ、弊社所定の様式を用いて申込みをしていただきます。
3. お客さまは、前項の申込手続きを完了した場合、当該申込みにつき申告した情報が真実かつ正確であることを表明及び保証したものとみなします。
4. 電気供給契約は、申込みを受けた弊社による審査を経て、弊社が当該申込みを承諾した場合に成立します。
5. お客さまの第2項の申込内容に誤りがある場合には、弊社から申込内容の訂正をお願いすることがあります。お客さまにより訂正がなされない場合や訂正が不可能な場合には、その申込みをお断りすることがあり、また、電気供給契約の締結後であっても、お客さまにより訂正がなされない場合には、電気供給契約の解約事由となります。なお、本項に基づいて、申込みのお断り、又は、電気供給契約が解約された場合には、契約成立特典等は付与されません。また、申込内容に誤りがある場合に供給開始の遅延、契約の不成立、又はその他不利益が生じた場合であっても、弊社はその責任を一切負いません。
6. 弊社は、お客さまからの申込内容に基づき、本人確認を行う場合があります。
7. 電気の供給は、契約締結完了のお知らせメールに記載された供給開始予定日より開始いたします。
8. 一般送配電事業者等所定の手続き又はスイッチングに係る手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
9. 弊社は、お客さまの電気供給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、速やかに電気を供給します。
10. 天候、用地事情、停電交渉その他やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、弊社は、お客さまに対

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください。

し、その理由を速やかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給します。

第2 電気供給契約の解除に伴う不利益について

お客さまが従前の小売電気事業者との契約を終了することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。当該契約内容が不明の場合は従前の小売電気事業者にご確認ください。

- (1) 過去の電力使用量の照会不可。
- (2) 契約期間中の解約に伴う違約金の発生。
- (3) 発行されたポイントの失効。
- (4) 継続利用割引がある場合に適用される継続利用期間の断絶。
- (5) その他従前の小売電気事業者の定めにより発生する事象。

第3 ご契約の内容について

1. 契約区分

契約区分は、お客さまのご利用の供給地点設備に応じて、以下のいずれかの区分を自動で適用いたします。

① 電灯

電灯又は小型機器を使用する需要に適用いたします。

② 動力

動力を使用する需要に適用いたします。

2. 適用条件

【電灯】

電灯又は小型機器を使用する需要で次のいずれかに該当するものに適用いたします。

① 契約電流が 30 アンペア (A) 以上であり、かつ、60 アンペア (A) 以下であること、又は契約容量が 6 キロボルトアンペア (kVA) 以上であり、かつ、49 キロボルトアンペア (kVA) 以下であること。

② 1 需要場所において契約区分が動力となる電気供給契約と併せて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペア (A) を 1 キロワット (kW) とみなします。）又は契約容量（この場合、1 キロボルトアンペア (kVA) を 1 キロワット (kW) とみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット (kW) 未満であること。

ただし、1 需要場所において契約区分が動力となる電気供給契約と併せて契約する場合で、お客さまが希望し、かつ、お客さまの電気の使用状態、供給設備の状況等から弊社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット (kW) 以上であるものについても適用することがあります。この場合、弊社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の電気工作物の施設をお願いすることがあります。

【動力】

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

② 1 需要場所において契約区分が電灯となる電気供給契約と併せて契約する場合は、契約電流（こ

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください。

の場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)又は契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

3. 供給電気方式、供給電圧並びに周波数

【電灯】

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト(V)又は交流単相3線式標準電圧100ボルト(V)及び200ボルト(V)とし、周波数は、標準周波数50ヘルツ(Hz)又は60ヘルツ(Hz)とします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト(V)又は交流3相3線式標準電圧200ボルト(V)とすることがあります。

【動力】

供給電気方式及び供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツ又は60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとすることがあります。

4. 契約決定方法

契約決定方法は、以下のいずれかといたします。なお、契約当初の契約決定方法は、当該一般送配電事業者等が当該需要場所に定めた方法となります。ただし、当該一般送配電事業者等が負荷設備契約として契約決定方法を定めていた場合は、弊社は実量契約に変更いたします。

① 実量契約

スマートメーターで計測した過去1年間(その月と前11ヶ月)の各月の最大需要電力のうち最も大きい値を契約電力として決定する契約方法となります。

② 主開閉器契約

契約主開閉器の容量に基づき、契約容量又は契約電力を決定する契約方法となります。

③ アンペアブレーカー契約【電灯のみ】

契約用電流制限器の電流に基づき、契約電流を決定する契約方法となります。

5. 契約電流【電灯のみ】

契約電流は30～60Aとし、供給地点設備情報照会上の契約電流によって定めます。原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流、契約容量又は契約電力の値を引き継ぐものといたします。また、転居等で新たに供給を開始する場合は、原則として転居先等の供給地点設備の値を適用いたします。

6. 契約容量

原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流、契約容量又は契約電力の値を引き継ぐものといたします。また、転居等で新たに供給を開始する場合は、原則として転居先等の供給地点設備の値を適用いたします。

算定する場合は、次により算定いたします。

① 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \div 1,000$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

② 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください。

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732÷1,000

7. 契約電力

原則、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、最も大きい値を契約電力といたします。ただし、弊社と新たに電気供給契約を開始された場合は、契約開始後12月が経過するまで、供給開始日以降の最大需要電力を契約電力といたします。

8. 電気料金

(1) 電気料金は、基本料金（託送基本料金相当額）、託送従量料金相当額、電力量料金、サービス料金、容量拠出金相当額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とし契約種別ごとに定めます。

(2) 託送料金相当額

託送料金相当額（料金定義書の別紙参照）はお客さまの契約区分に応じて、各エリアの当該一般送配電事業者等の託送供給等約款で定められた料金を基に弊社で算出した値といたします。なお、一般送配電事業者等の定める託送供給等約款等が改定された場合、弊社は以下の託送料金相当額を変更することがあります。この場合、託送料金相当額の変更についてはあらかじめ承いただいたものとし、変更後の託送費にもとづき計算されるものとします。

① 託送基本料金相当額

託送基本料金相当額は、弊社で電気供給契約を締結された需要場所の供給地点設備情報照会上の契約決定方法に従い、託送基本料金相当単価を適用いたします。需要場所の供給地点設備情報照会上の(i)契約区分、(ii)契約決定方法及び(iii)契約電流、契約容量又は契約電力は、弊社との供給開始予定日決定後に提供する「契約締結後交付書面」よりご確認ください。各契約の託送基本料金相当単価は、弊社ウェブサイトにて定期的にお知らせいたします。

託送基本料金相当額＝託送基本料金相当単価×（契約電流、契約容量又は契約電力）

なお、検針期間中に途中解約・新規契約された場合は、日割り計算が入ります。月間使用量が0kWhの場合に限り、半額相当の金額となります。

② 託送従量料金相当額

託送従量料金相当額はその月の使用電力量に需要場所のエリアの託送従量料金相当単価を適用いたします。各契約の託送従量料金相当単価は、弊社ウェブサイトにてお知らせいたします。

託送従量料金相当額（税込）＝託送従量料金相当単価×使用電力量

(3) 電力量料金は、市場連動料金といたします。

電力量料金は、お客さまの30分ごとの電力使用量に、その30分ごとの各エリア市場価格をエリア損失率で修正した値を乗じ、さらに消費税相当分を加えた金額の合計といたします。

なお、この市場価格の変動に上限はありません。

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください。

(4) サービス料金

エリア	単位	料金（税込）
北海道電力管内	使用電力量 1kWhにつき	6.6 円
東北電力管内	使用電力量 1kWhにつき	6.6 円
東京電力管内	使用電力量 1kWhにつき	6.6 円
中部電力管内	使用電力量 1kWhにつき	6.6 円
北陸電力管内	使用電力量 1kWhにつき	6.6 円
関西電力管内	使用電力量 1kWhにつき	6.0 円
中国電力管内	使用電力量 1kWhにつき	6.6 円
四国電力管内	使用電力量 1kWhにつき	6.6 円
九州電力管内	使用電力量 1kWhにつき	6.6 円

(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

弊社の低圧約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）及び料金定義書の別紙のとおりといたします。

(6) エリア損失率

エリア損失率は次の通りといたします。

エリア	損失率
北海道電力管内	7.9%
東北電力管内	8.5%
東京電力管内	6.9%
中部電力管内	7.1%
北陸電力管内	7.8%
関西電力管内	7.8%
中国電力管内	7.7%
四国電力管内	8.1%
九州電力管内	8.6%

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください。

第4 電気ご使用量や電気料金の計算方法について

1. 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定します。
 - イ 電気の供給を開始した場合
 - ロ 電気供給契約が終了した場合
 - ハ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
2. 前項イ、ロ又はハの場合は、次により料金を算定します。
 - イ 基本料金は、低圧約款別表（以下「別表」といいます。）第3項（日割計算の基本算式）第1号イにより日割計算をします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表第3項（日割計算の基本算式）第1号ロにより算定します。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表第3項（日割計算の基本算式）第1号ハにより算定します。
- ニ 前号イからハまでによりがたい場合は、これに準じて算定します。
3. 第1項イ又はロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日及び再開日を含み、停止日及び終了日を除きます。また、第1項ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。
4. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、電気の供給を開始し、又は電気供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から終了日の前日までの期間とします。
5. 一般送配電事業者等が記録型計量器により計量する場合は、前項にかかわらず、前月の計量日（電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。以下同じとします。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始し、又は電気供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間又は直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。
6. 料金は、電気供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定します。

第5 電気料金のお支払いについて

1. 料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、弊社が指定した金融機関等を通じて原則として以下のイによりお支払いいただきます。ただし、料金がクレジット会社により弊社が指定した金融機関等に払込まれなかった場合等特別の事情がある場合には、以下のロによりお支払いいただきます。
 - イ お客さまが弊社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立て替えさせる方法により弊社が指定した金融機関等を通じて払込みによ

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください。

り支払われる場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。

- ロ お客さまが料金を弊社が別途指定した方法によりお支払いいただきます。
- 2. お客さまが料金を前項イにより支払われる場合を除き、弊社は、原則として、請求書の発行に係る手数料等これに伴い要する費用に相当する金額を申し受けます。
- 3. お客さまが料金を第1項イ又はロにより支払われる場合は、次のときに弊社に対するお支払いがなされたものとします。
 - イ 第1項イにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により弊社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
 - ロ 第1項ロにより支払われる場合は、料金が弊社が別途指定した方法により支払われたとき。
- 4. 弊社は、第1項にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、第3項にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに弊社に対するお支払いがなされたものとします。
- 5. お支払いいただいた料金は、支払義務の発生した順序で充当します。
- 6. 工事費負担金その他についてはその都度、弊社が指定した金融機関等を通じた払い込みによりお支払いいただきます。そのときのお支払いにともなう手数料等の費用は、お客さまの負担とします。
- 7. 弊社は、領収書及び支払証明書は、発行しないものとします。

第6 電気の供給に関するお客さまご協力のお願い

1. お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は弊社若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款の定めるところにより、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (2) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
 - (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (4) 著しい高周波又は高調波を発生する場合
 - (5) その他上記第1号乃至第4号に準ずる場合
2. 弊社及び一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地、建物又はその両方に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、弊社及び一般送配電事業者等の係員は、所定の証明書を提示します。
 - (1) 供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修又は検査
 - (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器若しくはその他電気工作物の確認若しくは検査又は電気の使用用途の確認
 - (3) 計量値の確認
 - (4) 低圧約款第30条、低圧約款第39条第2項又は低圧約款第41条により必要な処置

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください。

- (5) 託送供給等約款に定める業務
- (6) その他低圧約款等によって、電気供給契約の成立、変更若しくは終了等に必要な業務又は弊社及び一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
3. 計量器、その付属装置及び区分装置又は電流制限器等を取り付ける場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、お客さまが施設するものについては、弊社及び一般送配電事業者等が無償で利用できるものとします。
4. 弊社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、弊社及び一般送配電事業者等が無償で利用できるものとします。
5. 次の場合には、お客さまから速やかにその旨を弊社及び一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、弊社及び一般送配電事業者等は、直ちに適当な処置をします。
 - (1) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の弊社及び一般送配電事業者等の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (2) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが弊社及び一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
6. お客さまが一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を弊社に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が弊社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を弊社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、弊社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
7. お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨及び電気工作物の配線図を弊社、一般送配電事業者等又経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
一般送配電事業者等は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
8. お客さまは、一般送配電事業者等が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾するものとします。

第7 契約期間と契約更新について

1. 契約期間は電気供給契約が成立した日から、供給開始日後1年間経過した日までとします。
2. ただし、契約期間満了の7日前までにお客さま又は弊社から別段の意思表示がない場合は、電気供給契約は契約期間満了後も1年毎に同一条件で継続されるものとします。

第8 お客さまの希望による契約変更又は解約について

1. お客さまが電気供給契約の変更を希望される場合は、原則として弊社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、その際弊社は必要に応じて、本人確認を実施することがあります。
2. お客さまが契約種別、契約電流等の変更を希望される場合は、原則として1年間に1度までとし、季節ごとの変更についてはお断りすることがあります。また、適用日は、弊社が変更を承諾したのちに到来する電気の検針日又は計量日とします。
3. 転居等により、お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください。

日を定めて、その終了希望日の7日前までに弊社に通知していただきます。弊社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に供給を終了させるための適した処置を行います。なお、その際弊社は必要に応じて、本人確認を実施することがあります。

4. 電気供給契約は、低圧約款第41条に規定する場合又は次の場合を除き、お客さまが弊社に通知された終了期日に終了します。
 - (1) 弊社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、原則として、通知を受けた日に電気供給契約が終了するものとします。
 - (2) 弊社の責に帰することのできない事由により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。
 - (3) お客さまが終了希望日の7日前までに通知されなかった場合は、電気供給契約は電気の供給を終了させる処置が完了した日に終了するものとします。
5. 電気供給契約の終了に伴い、付与されたポイント等の失効、継続使用期間に応じた割引等がある場合の特典の消滅等の不利益があったとしても、お客さまは、それに対し異議を唱えられないものとします。

第9 弊社が行う契約の変更又は解約について

1. 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、弊社は、変更された税率に基づき低圧約款を変更します。
2. お客さまが次のいずれかに該当する場合には、お客さまが弊社に対して負担する一切の債務についてその期限を喪失するものとし、弊社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約を行う15日前までに予告通知します。また、弊社との電気供給契約の解約に伴い、結果的にお客さまが他の小売電気事業者等から電気の供給を受けられないときには、一般送配電事業者等による電気の供給が停止されることがあります。そのときにはお客さまは、一般送配電事業者等に対して最終保障供給・特定小売供給を申込む必要があります。
 - (1) 低圧約款第30条によって電気の供給を停止されたお客さまが弊社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - (2) お客さまが、低圧約款第39条第1項による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合（一般送配電事業者等がそのように判断した場合を含みます。この場合の電気供給契約の終了日は、一般送配電事業者等が供給を終了させるための処置を行った日とします。）
 - (3) お客さまに連絡してから15営業日以上返信がない場合
 - (4) 支払期日を14日経過してもお客さまが料金を支払われない場合
 - (5) 支払期日を14日経過してもお客さまが他の契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払われない場合
 - (6) 低圧約款等によってお支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他低圧約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - (7) お客さまが振出し若しくは引受けた手形又は振出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - (8) お客さまが、毎月の料金のお支払いを、低圧約款第24条所定のお支払い方法に違反した場合
 - (9) お客さまが破産手続開始、再生手続開始若しくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、又は自ら申立てを行なった場合
 - (10) お客さまが強制執行又は担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - (11) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください。

- (12) 電気供給契約の申込み内容に電気供給契約を継続し難い重大な誤り等があった場合
- (13) ワンアカウントを解約又は喪失したとき
- (14) お客様がその他低圧約款等に違反した場合

第10 無契約状態となった場合の手続きについて

お客様が弊社より契約を解約された場合等には、無契約状態となり電気の供給が停止するおそれがあります。引き続き電気のご使用を希望される場合は、速やかに他の小売電気事業者へのお切り替え手続きを行っていただくか、供給義務を負う一般送配電事業者へ最終保障供給（経過措置期間中はみなし小売電気事業者による特定小売供給）をお申し込みください。

第11 電磁的交付について

電気事業法その他の関係法令等に基づく書面交付については、法令上認められる範囲において、原則として、お客様が登録した連絡先に対し電子メール (SMS サービスを含みます。)を送信する方法又は弊社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法(なお、いずれの場合も PDF ファイル形式又はインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。)等その他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。

第12 個人情報の取扱いについて

弊社は、お客様に関する情報を、弊社の「個人情報保護方針」にて定める範囲にて利用いたします。

第13 クーリングオフについて

本契約は通信販売であるため、特定商取引法上のクーリング・オフは適用されません。

第14 お問い合わせ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、弊社へお問合せください。

- ・ 小売電気事業者 GMO One Account 株式会社（小売電気事業者登録番号：A0971）
- ・ カスタマーセンター
 電話番号 03-6835-0328
 メールアドレス support-denki@1-account.com
- ・ 受付時間：平日 9:00～18:00（土日祝日・年末年始を除きます。）